



2018年 10 月 31 日

各 位.

> 会 社 名 株式会社インフォメーション・ディベロプメント 代表者名 代表取締役社長 舩越 真樹 (コード: 4709 東証第1部) 問合せ先 社長室長 中谷 昌義

(TEL.03-3262-5177)

会社分割(新設分割)による持株会社制への移行、定款の一部変更(商号および事業 目的等の変更)および臨時株主総会招集のための基準日設定等に関するお知らせ

当社は、2018年6月14日付「会社分割(新設分割)による持株会社制への移行の延期およびそれにともな う定時株主総会付議議案の一部取り下げならびに役員報酬の減額に関するお知らせ」において公表しました とおり、持株会社制への移行のスケジュールを見直しておりました。今般、移行の準備が整いましたことか ら、本日開催の取締役会におきまして、2019年4月1日をもって持株会社制へ移行すべく、下記のとおり新 設分割設立会社である株式会社インフォメーション・ディベロプメント(以下「新設会社」といいます)を 設立する会社分割(新設分割)(以下「本新設分割」といいます)を実施し、同日付で商号を「株式会社 IDホールディングス」に変更するとともに、事業目的を持株会社制移行後の事業に合わせて変更する等の 定款変更を行う旨を決議いたしましたのでお知らせいたします。

持株会社制への移行および定款の一部変更につきましては、2019年1月24日開催予定の当社臨時株主総会 において承認が得られることを条件としております。また、当該臨時株主総会招集のための基準日設定等に つきましても本日開催の取締役会にて決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

なお、本新設分割は、当社単独の新設分割であるため、開示事項および内容を一部省略して開示しており ます。

記

- I. 会社分割による持株会社制への移行
- 1. 持株会社制への移行の背景と目的

ITサービス業界を取り巻く環境は、顧客ニーズの高度化にくわえ、技術革新スピードの加速化などに より、従来になく変化の激しいものとなっております。

このような経営環境のなか、当社グループのさらなる成長の実現、ならびに企業価値の継続的増大を図 っていくためには、従来にもまして迅速かつ的確な経営判断と業務執行が不可欠と考えます。当社は、今 回の持株会社制への移行により経営機能と執行機能を明確に分離し、より機動的で効率的なグループ運営 体制を構築することで、さらなるグループの企業価値向上を目指してまいります。

なお、持株会社制への移行は、新設分割により、現在当社が展開するシステム運営管理、ソフトウエア 開発等のすべてを担う事業会社を新設し、当該事業を当該新設会社へ分割承継する形で行います。この結 果、当社は各子会社の持株会社として、グループ戦略機能および各事業会社の管理機能を担い、引き続き 上場を維持してまいります。

- 2. 会社分割の要旨
- (1) 本新設分割の日程

新設分割計画承認取締役会 臨時株主総会基準日公告日

2018年10月31日 2018年11月1日(予定) 臨時株主総会基準日2018年11月30日 (予定)新設分割計画承認臨時株主総会2019年1月24日 (予定)新設分割の効力発生日2019年4月1日 (予定)

(2) 本新設分割の方式

当社を分割会社とし、新設会社である「株式会社インフォメーション・ディベロプメント」を承継会社とする新設分割を実施します。

なお、当社は2019年4月1日(予定)をもって持株会社制へ移行し、「株式会社 I Dホールディングス」へ商号を変更する予定です。

(3) 本新設分割に係る割り当ての内容

本新設分割に際して新設会社が発行する普通株式1,000株をすべて当社に割り当てます。

(4) 当社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取り扱い 当社の発行する新株予約権については、本新設分割による取り扱いの変更はありません。 当社は、新株予約権付社債を発行していませんので、該当事項はありません。

(5) 本新設分割により増減する資本金

本新設分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

新設会社は、新設分割計画書に別段の定めがある場合を除き、本新設分割により当社の分割対象事業に関して有する資産、負債その他の権利義務を承継します。ただし、その性質上承継が困難な権利義務等は除きます。

なお、新設会社が承継する債務については、当社による重畳的債務引受の方法によるものとします。

(7) 債務履行の見込み

当社および新設会社は、本新設分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また負担すべき債務の履行に支障をおよぼすような事態は現在のところ想定されておりません。したがって、本新設分割後における当社および新設会社の債務の履行の見込みについては、問題ないものと判断しております。

3. 本新設分割の当事会社の概要

(1) 各当事会社の概要

	分割会社	新設会社	
	(2018年9月30日現在)	(2019年4月1日設立予定)	
(1)名称	株式会社インフォメーション・ディ	株式会社インフォメーション・ディ	
	ベロプメント	ベロプメント	
	(2019年4月1日付で株式会社ID		
	ホールディングスに商号変更予定)		
(2)所在地	東京都千代田区五番町12番地1	東京都千代田区五番町12番地1	
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 舩越 真樹	代表取締役会長 舩越 真樹	
		代表取締役社長 山川 利雄	
(4)事業内容	システム運営管理、ソフトウエア開	システム運営管理、ソフトウエア開	
	発等	発等	
(5)設立年月日	1969年10月20日	2019年4月1日 (予定)	

(6)資本金の額	592, 344千円		400,000千円
(7)発行済株式総数	12,044,302株		1,000株
(8)決算期	3月31日		3月31日
(9)大株主および持株比	株式会社エイ・ケイ	10.91%	株式会社インフォメーション・ディ
率	株式会社みずほトラストシ	ステムズ	ベロプメント 100%
		8.98%	(2019年4月1日付で株式会社ID
	ID従業員持株会	6.47%	ホールディングスに商号変更予定)
	日本トラスティ・サービス信託銀行		
	株式会社(信託口)	4.56%	
	日本マスタートラスト信託銀行株式		
	会社(信託口)	4. 16%	
	みずほ信託銀行株式会社	3.71%	
	資産管理サービス信託銀行株式会社		
	(信託E口)	3. 12%	
	有限会社福田商事	2.63%	
	TDCソフト株式会社	2.49%	
	舩越朱美	1.74%	

(注)当社は自己株式(644千株)を保有しておりますが、上記上位10名の株主からは除外しております。 また持株比率につきましては、前記自己株式を発行済株式総数から控除して算出しております。

(2) 分割会社の最近決算期の業績(連結)

7 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(
	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
純資産 (千円)	6, 509, 090	7, 321, 305	7, 617, 250
総資産 (千円)	10, 319, 890	10, 403, 277	13, 748, 957
1株当たり純資産(円)	596.65	666. 68	689.74
売上高(千円)	20, 082, 605	21, 554, 874	23, 207, 461
営業利益 (千円)	970, 200	1, 105, 815	1, 254, 939
経常利益 (千円)	964, 763	1, 133, 245	1, 274, 756
親会社株主に帰属する当期純	548, 936	654, 340	622, 659
利益 (千円)			
1株当たり当期純利益(円)	50.73	60. 13	56.84

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」 (企業会計基準第28号 平成30年2月16日) 等を 2019年3月期の期首から適用しており、分割会社の最近決算期の業績 (連結) については、当該会計 基準等を遡って適用した後の数値となっております。

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容 当社の現に営む全事業

(2) 分割する事業部門の2018年3月期における経営成績

	分割事業部門の 経営成績(a)	分割会社の実績 (b)	比率(a/b)
売上高	21,537百万円	21,537百万円	100.0%

(3) 承継させる資産、負債の項目および金額

当社の現に営む全事業に関して有する資産の一部、および負債の一部を新会社に承継いたします。なお、金額については、現時点では確定しておりません。

5. 本新設分割後の状況

	分割会社	新設会社
(1)名称	株式会社 I Dホールディングス	株式会社インフォメーション・ディベ ロプメント
(2)所在地	東京都千代田区五番町12番地1	東京都千代田区五番町12番地1
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 舩越 真樹	代表取締役会長 舩越 真樹 代表取締役社長 山川 利雄
(4)事業内容	株式保有によるグループ経営企画・管 理、子会社管理業務等	システム運営管理、ソフトウエア開発 等
(5)資本金	592, 344千円	400,000千円
(6)決算期	3月31日	3月31日

6. 今後の見通し

本新設分割により事業を承継する新設会社は、当社の100%子会社であるため連結業績に直接的な影響はありません。

- Ⅱ. 商号の変更および定款の一部変更
- 1. 商号の変更および定款変更の目的

持株会社制への移行にともない、当社の商号を「株式会社 I Dホールディングス」に変更し、事業目的を持株会社としての経営管理等に変更するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

定款変更のための臨時株主総会2019年1月24日 (予定)定款変更の効力発生日2019年4月1日 (予定)

- Ⅲ. 臨時株主総会招集のための基準日設定等
- 1. 臨時株主総会招集のための基準日

当社は、2019年1月24日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます)において議 決権を行使することのできる株主を確定するため、2018年11月30日を基準日と定め、同日の最終の株主 名簿に記載または記録された株主をもって、議決権を行使できる株主とします。

(1) 基準日 2018 年 11 月 30 日

(2)公告日 2018年11月1日

(3)公告方法 電子公告(当社ウェブサイトに掲載いたします)

https://www.idnet.co.jp/

(4) 臨時株主総会開催予定日 2019 年 1 月 24 日

- 2. 本臨時株主総会の開催日程および付議議案
- (1) 開催日時 2019年1月24日 午前10時
- (2) 開催場所 東京都千代田区隼町1番1号 ホテルグランドアーク半蔵門4階 富士東の間
- (3)本臨時株主総会付議議案

決議事項

第1号議案 新設分割計画承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社<u>インフォメーション・ディベロプメント</u>と称し、英文では INFORMATION DEVELOPMENT CO.,LTD. と表示する。

(目 的)

- 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - (1)·(2)(条文省略)
 - (3) <u>2</u>号の事業に関する教育、コンサルティング および技術者の派遣
 - (4)・(5) (条文省略)
 - (6) 不動産の売買、賃貸借、仲介<u>、</u>および不動産 管理業
 - (7)・(8) (条文省略)
 - (9) 前各号に関連する一切の事業

(株主名簿管理人)

第 11 条 3 当会社の株主名簿および新株予約権原 簿の作成ならびに備置きその他の株主 名簿および新株予約権原簿に関する事 務は、これを株主名簿管理人に委託 し、当会社においては取扱わない。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に より、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠 償責任を、法令の限度において、取締役 会の決議によって免除することができ る。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に より、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。)の損害賠 償責任を、法令の限度において、取締役 会の決議によって免除することができ る。

(会計監査人の責任免除)

第 39 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に より、会計監査人との間に、任務を怠っ たことによる損害賠償責任を限定する契 約を終結することができる。ただし、当 該契約に基づく責任の限度額は、法令の 定める額とする。 変更案

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社<u>I Dホールディング</u> <u>ス</u>と称し、英文では<u>ID Holdings</u> <u>Corporation</u>と表示する。

(目的)

- 第 2 条 当会社は、次の事業を営むこと<u>、ならびに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理する</u>ことを目的とする。
- (1) · (2) (条文省略)
- (3) 前号の事業に関する教育、コンサルティングおよび技術者の派遣
- (4) · (5) (条文省略)
- (6) 不動産の売買、賃貸借、仲介および不動産管 理業
- (7)・(8) (条文省略)
- (9)農産物の生産、加工および販売
- (10) 前各号に関連する一切の事業

(株主名簿管理人)

第 11 条 3 当会社の株主名簿および新株予約権原 簿の作成ならびに備置きその他の株主 名簿および新株予約権原簿に関する事 務は、これを株主名簿管理人に委託 し、当会社においては取り扱わない。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に より、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む)の損害賠償 責任を、法令の限度において、取締役会 の決議によって免除することができる。

(会計監査人の責任免除)

第 39 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を<u>締</u>結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

(附 則)

第 1 条 第1条および第2条の変更は、2019年4

			月1日に効力が発生するものとする。
第	2	条	本附則は、前条に定める定款変更の効力
			発生後に自動的に削除される。